

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和4年度 [こども青少年局]

事業名
6 款 2 項 2 目 こどもの送迎車両等における安心・安全対策支援事業

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0					0
執行見込額	306,180	232,220					73,960
今回補正額	306,180	232,220	0	0	0	0	73,960

【事業概要】

保育・教育施設において所有しているこどもの送迎車両（以下、「園バス」という）について、令和4年9月に静岡県にて発生した置き去り事故を受け、国が「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を発出し、こどもの安全対策促進に向けた支援を実施します。それに伴い、こどもの園バスにおける置き去り防止のためのブザー等の装置の設置費用助成等を実施します。

【補正概要】

こどもの安全対策を強化するため、(1)保育所等の送迎用バスへの安全装置の設置や、(2)ICTを活用した子ども見守りサービス導入、(3)運転手やバスに同乗する職員に対する安全管理研修を実施します。

◆実施概要

(1)園バス安全装置導入支援事業

園バスにおける置き去り防止のためのブザー等の装置設置費用を助成します。

- ・対象施設：私立保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設
- ・対象園バス台数（見込み）：約300台
- ・補助上限額 バス1台あたり 180千円（補助率 国10/10または市10/10）

(2)ICTを活用した子ども見守りサービス導入支援事業

ICTを活用した子ども見守りサービス（GPSやBluetoothを活用したシステムなど）などの安全対策に資する機器等を導入するための費用を助成します。

- ・対象施設：私立保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設
- ・補助上限額 1施設あたり 200千円（補助率 国3/5 市1/5 事業者1/5）

(3)バス送迎にかかる安全管理研修の実施

運転手やバスに同乗する職員に対する安全管理研修を実施します。

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
安全装置導入支援事業	0	55,260	55,260	置き去り防止のためのブザー等の装置設置費用の補助（307台×@180千円）
ICTを活用した子ども見守りサービス導入支援事業	0	249,920	249,920	ICTを活用した子ども見守りサービス導入費用の補助（1,562施設×@180千円）
安全管理研修	0	1,000	1,000	安全管理研修の実施
合 計	0	306,180	306,180	

【事業スケジュール】

(1)園バス安全装置導入支援事業	(2)ICTを活用した子ども見守りサービス導入支援事業	(3)バス送迎にかかる安全管理研修の実施
令和5年2月～事前周知 令和5年3月～申請受付開始	令和5年2月～事前周知 令和5年3月～申請受付開始	令和5年2月～動画作成委託等 令和5年度中～説明会実施

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和4年度 [こども青少年局]

事業名
6 款 2 項 2 目
施設型給付費

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	113,389,321	48,344,820	22,516,892	10,263,012	21,301		32,243,296
執行見込額	113,850,154	48,447,010	22,696,213	10,263,012	21,301		32,422,618
今回補正額	460,833	102,190	179,321	0	0	0	179,322

【事業概要】

子ども・子育て支援新制度における認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付・委託」を受ける施設等に対し、教育・保育の質の確保と、安定的、継続的な運営が可能となるよう、施設型給付費・委託費の支払いを行います。

【補正概要】

令和4年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて、公定価格が上げられることから、保育所等に対して、当該経費を助成するため、必要経費を増額して計上します。

- ・対象施設
「横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱」に定める給付費等を請求する施設（1,029施設）
- ・対象期間
令和4年4月～5年3月

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
①幼保連携型認定こども園	8,581,416	43,594	8,625,010	
1号認定	4,572,903	22,198	4,595,101	
2・3号認定	4,008,513	21,396	4,029,909	
②保育所	91,924,720	352,978	92,277,698	
私立	85,776,822	352,978	86,129,800	
公立	6,147,898	0	6,147,898	
③幼稚園	10,757,749	53,679	10,811,428	
④幼稚園型認定こども園	2,056,312	10,582	2,066,894	
1号認定	1,568,053	9,119	1,577,172	
2・3号認定	488,259	1,463	489,722	
⑤償還金	69,020	0	69,020	
⑥還付加算金	104	0	104	
合 計	113,389,321	460,833	113,850,154	

【事業スケジュール】

令和5年3月 施設からの申請受付、施設への支払い

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和4年度 [こども青少年局]

事 業 名
6 款 2 項 2 目
地域型保育給付費

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	9,863,392	5,355,349	1,913,259	0	6		2,594,778
執行見込額	9,892,525	5,362,322	1,924,340	0	6		2,605,857
今回補正額	29,133	6,973	11,081	0	0	0	11,079

【事業概要】

子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業所を通じた共通の給付である「地域型保育給付」を受ける施設等に対し、教育・保育の質の確保と、安定的、継続的な運営が可能となるよう、地域型給付費・委託費の支払いを行います。

【補正概要】

令和4年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて、公定価格が上げられることから、保育所等に対して、当該経費を助成するため、必要経費を増額して計上します。

- ・対象施設
「横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱」に定める給付費等を請求する施設（257施設）
- ・対象期間
令和4年4月～5年3月

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
①小規模保育給付費	9,470,547	28,191	9,498,738	
②家庭的保育給付費	257,886	439	258,325	
③事業所内保育給付費	126,833	470	127,303	
④居宅訪問型保育給付費	8,126	33	8,159	
合 計	9,863,392	29,133	9,892,525	

【事業スケジュール】

令和5年3月 施設からの申請受付、施設への支払い

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和4年度 [こども青少年局]

事 業 名
6 款 2 項 2 目
保育・教育施設向上支援費

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	30,102,543	1,373,975	156,900	18,604			28,553,064
執行見込額	30,212,358	1,373,975	156,900	18,604			28,662,879
今回補正額	109,815	0	0	0	0	0	109,815

【事業概要】

保育所、認定こども園、給付型幼稚園は、平成27年4月に開始された子ども・子育て支援新制度において特定保育・教育施設とされ、給付対象となっています。この給付費に加え、保育・教育の質の確保・向上のため、向上支援費の助成を行います。

【補正概要】

令和4年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて、公定価格が上げられることに伴い、国基準に上乗せして配置する市基準の保育士等のための職員配置加算についても、必要経費を増額して計上します。

◆実施概要

・対象施設

「横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱」に定める職員配置加算及び職員配置加算（休日）を請求する施設（853施設）

・対象期間

令和4年4月～5年3月

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
保育・教育施設向上支援費	30,102,543	109,815	30,212,358	
			0	
			0	
合 計	30,102,543	109,815	30,212,358	

【事業スケジュール】

令和5年3月 施設からの申請受付、施設への支払い

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和4年度 [こども青少年局]

事業名
6 款 2 項 4 目 こどもの送迎車両等における安心・安全対策支援事業

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0					0
執行見込額	8,100	4,050					4,050
今回補正額	8,100	4,050	0	0	0	0	4,050

【事業概要】

こどものバス置き去り事故を踏まえ、市内の放課後児童健全育成事業所に対し、送迎バスへの置き去り防止のためのブザーの設置等に係る経費を助成します。

【補正概要】

こどもの安全対策を強化するため、放課後児童健全育成事業所の送迎バスへの安全装置の設置に対する支援を行います。

◆実施概要

- ・対象施設：放課後児童クラブ、届出のみ放課後児童健全育成事業所
- ・送迎バス所有台数見込み：45台
- ・補助上限額：180,000円/1台あたり
(補助内訳・補助率 国：9万円〔10/10〕、市：9万円を超える部分〔10/10〕)

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
こどもの送迎車両等における安心・安全対策支援事業	0	8,100	8,100	追加の交付に係る補助金
合 計	0	8,100	8,100	

【事業スケジュール】

(放課後児童クラブ・届出のみ放課後児童健全育成事業所)

- 令和5年2月 事業所への説明
- 令和5年3月 申請受付
- 令和5年4月以降 交付決定・補助金交付

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和4年度 [こども青少年局]

事 業 名
6 款 3 項 1 目 こどもの送迎車両等における安心・安全対策支援事業

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0					0
執行見込額	2,700	0					2,700
今回補正額	2,700	0	0	0	0	0	2,700

【事業概要】

障害児入所施設において所有している「送迎等に使用する車両」（以下、「送迎車」という）について、令和4年9月に静岡県にて発生した置き去り事故を受け、国が「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を発出し、送迎車乗降時の児童の所在確認及び安全の徹底が義務化されました。このことを踏まえ、児童の安全確保を目的とした送迎車における置き去り防止のためのブザー等の装置設置費用を助成します。

【補正概要】

こどもの安全対策を強化するため、障害児入所施設の送迎車への安全装置の設置を支援します。

○送迎車安全装置導入支援事業

送迎車における置き去り防止のためのブザー等の装置設置費用を助成します。

- ・対象送迎車保有台数：15台
- ・補助上限額 送迎車1台あたり 180千円（補助率 市10/10）

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
こどもの送迎車両等における安心・安全対策支援事業	0	2,700	2,700	追加の交付に係る補助金
合 計	0	2,700	2,700	

【事業スケジュール】

- 令和5年2月 各施設への説明
- 令和5年3月 申請受付
- 令和5年4月以降 交付決定・補助金交付

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和4年度 [こども青少年局]

事 業 名
6 款 3 項 1 目 こどもの送迎車両等における安心・安全対策支援事業

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0					0
執行見込額	4,860	0					4,860
今回補正額	4,860	0	0	0	0	0	4,860

【事業概要】

令和4年9月に静岡県にて発生した置き去り事故を受け、国が「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を発出しましたが、児童養護施設等においても病院・保育園・幼稚園等への送迎時に同様の置き去りのリスクがあるため、児童の安全確保を目的とした送迎車における置き去り防止のためのブザー等の装置設置費用を助成します。

【補正概要】

こどもの安全対策を強化するため、児童養護施設等の送迎車への安全装置の設置を支援します。

○こどもの送迎車両等における安心・安全対策事業

送迎車における置き去り防止のためのブザー等の装置設置費用を助成します。

- ・対象送迎車保有台数：27台
- ・補助上限額 送迎車1台あたり 180千円（補助率 市10/10）
- ・実施時期：令和5年2月～令和6年3月

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
こどもの送迎車両等における安心・安全対策支援事業	0	4,860	4,860	追加の交付に係る補助金
合 計	0	4,860	4,860	

【事業スケジュール】

令和5年2月～3月 各施設への説明
令和5年4月以降 交付決定・補助金交付

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和4年度 [こども青少年局]

事 業 名
6 款 3 項 2 目 こどもの送迎車両等における安心・安全対策支援事業

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0					0
執行見込額	415,080	368,460					46,620
今回補正額	415,080	368,460	0	0	0	0	46,620

【事業概要】

障害児通所支援事業所において所有している「送迎用車両」（以下、「送迎車」という）について、令和4年9月に静岡県にて発生した置き去り事故を受け、国が「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を発出し、バス乗降時の児童の所在確認及び安全装置の装備が令和5年4月から義務化されます。
それに伴い、送迎車における置き去り防止のためのブザー等の装置設置費用を助成します。
また、こどもの安全対策強化のため、登園管理システム、ICTを活用した見守りサービスの導入費用を助成します。

【補正概要】

こどもの安全対策を強化するため、障害児通所支援事業所の送迎車への安全装置の設置や、登園管理システム、ICTを活用した子ども見守りサービス導入を支援します。

◆実施概要

(1) 送迎車安全装置導入支援事業

送迎車における置き去り防止のためのブザー等の装置設置費用を助成します。

- ・対象事業：放課後等デイサービス、児童発達支援
- ・対象送迎車保有台数（見込み）：1,270台
- ・補助上限額 送迎車1台あたり 180千円（補助率 国10/10）

(2) 登園管理システム導入支援事業

- ・対象事業：児童発達支援
- ・補助上限額 1施設あたり 700千円（端末等購入費含む）（補助率 国3/5 市1/5 事業者1/5）

(3) ICTを活用した子ども見守りサービス導入支援事業

- ・対象事業：児童発達支援
- ・補助上限額 1施設あたり 200千円（補助率 国3/5 市1/5 事業者1/5）

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
障害児通所支援事業所送迎車改修費助成事業	0	415,080	415,080	追加の交付に係る補助金
合 計	0	415,080	415,080	

【事業スケジュール】

令和5年2月 事業所への説明
令和5年3月 申請受付
令和5年4月以降 交付決定・補助金交付

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和4年度 [こども青少年局]

事 業 名
6 款 3 項 2 目 障害児通所支援事業

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	18,089,488	8,915,149	4,495,716	5,000			4,673,623
執行見込額	19,510,240	9,583,532	4,734,475	5,000			5,187,233
今回補正額	1,420,752	668,383	238,759	0	0	0	513,610

【事業概要】

児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援を実施するため、給付費の支給や事業所への研修指導等を行う事業です。

【補正概要】

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業および、その適切な利用に関する個別の計画を作成する障害児相談支援を実施し、当該事業所に対して利用者への提供サービスに応じた給付費の支給を行います。
主に放課後等デイサービスや児童発達支援事業所数の増や、利用人数の伸びにより、利用回数が増加したため、増額補正を行います。

<事業所数（当初→4年度末見込）>

- ・児童発達支援（療育センター以外） 210か所 → 221か所
- ・放課後等デイサービス 450か所 → 474か所
- ・障害児相談支援 108か所 → 115か所

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
障害児通所支援事業	18,089,488	1,420,752	19,510,240	利用回数の増等に伴う増
合 計	18,089,488	1,420,752	19,510,240	

【事業スケジュール】 給付費支給

4 年 度											
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和4年度 [こども青少年 局]

事 業 名
6 款 3 項 5 目 こどもの送迎車両等における安心・安全対策支援事業

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0					0
執行見込額	11,160	9,540					1,620
今回補正額	11,160	9,540	0	0	0	0	1,620

【事業概要】

地域療育センター（児童発達支援センター）が所有している「送迎用バス」（以下、「送迎バス」という）について、令和4年9月に静岡県にて発生した置き去り事故を受け、国が「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を発出し、バス乗降時の児童の所在確認及び安全装置の装備が令和5年4月から義務化されます。
それに伴い、送迎バスにおける置き去り防止のためのブザー等の装置設置費用を助成します。
また、こどもの安全対策強化のため、登園管理システム、ICTを活用した見守りサービスの導入費用を助成します。

【補正概要】

こどもの安全対策を強化するため、地域療育センターの送迎バスへの安全装置の設置や、登園管理システム、ICTを活用した子ども見守りサービス導入を支援します。

◆実施概要

- (1) 送迎バス安全装置導入支援事業
送迎バスにおける置き去り防止のためのブザー等の装置設置費用を助成します。
・対象送迎バス保有台数（見込み）：26台
・補助上限額 送迎車1台あたり 180千円（補助率 国10/10）
- (2) 登園管理システム導入支援事業
・補助上限額 1施設あたり 700千円（端末等購入費含む）（補助率 国3/5 市1/5 事業者1/5）
- (3) ICTを活用した子ども見守りサービス導入支援事業
・補助上限額 1施設あたり 200千円（補助率 国3/5 市1/5 事業者1/5）

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
こどもの送迎車両等における安心・安全対策支援事業	0	11,160	11,160	追加の交付に係る補助金
合 計	0	11,160	11,160	

【事業スケジュール】

- 令和5年2月 各センターへの説明
- 令和5年3月 申請受付
- 令和5年4月以降 交付決定・補助金交付

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和4年度 [こども青少年局]

事 業 名
6 款 3 項 7 目
公立児童福祉施設整備事業

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	366,733	35,487				305,000	26,246
執行見込額	265,027		44,559			85,000	135,468
今回補正額	△ 101,706	△ 35,487	44,559	0	0	△ 220,000	109,222

【事業概要】

南部児童相談所移転新設工事の工期見直しに伴う減額及び児童相談所の改修工事等の入札残に伴う事業費の減額により、支払予定額の減少が生じます。さらに、補助金についても「次世代育成支援対策施設整備費補助」から「安心こども基金」へ付け替えを行ったことにより、補助額が増加しています。

また、新児童相談所の整備にあたり、児童相談所の新設用地が道路用地であったため、道路局が用地取得時に国費（交付金）を充当していたことにより、国費の返還が必要となります。

< 児童相談所整備の概要 >

① 南部児童相談所

南部児童相談所移転新設工事により、狭あい化や老朽化、バリアフリーへの対応や専用室の拡充を図ることで、児童の生活環境の向上等を進めます。

② 新児童相談所整備

厚生労働省より、児童相談所の設置基準が改正されたため、基準に沿って、設置を進めます。令和8年度開所を予定しています。

【補正概要】

1 南部児童相談所移転新設工事の工期見直しに伴う減額及び児童相談所の改修工事等の入札残に伴う事業費の減額

◆ 実施概要

< 南部児童相談所 >

- ・ 令和4年度当初予算 : 257,613千円
- ・ 令和4年度支払予定総額 : 100,530千円
- ・ 令和4年度執行残 : 157,083千円

< 中央・北部児童相談所、新児童相談所整備 >

- ・ 令和4年度当初予算 : 109,120千円
- ・ 令和4年度支払予定総額 : 75,381千円
- ・ 令和4年度執行残 : 33,739千円

2 道路用地を新たな児童相談所用地とするために必要となる国費の返還に伴う増額

◆ 実施概要

- ・ 返還先：国土交通省
- ・ 返還額：89,115,193円
- ・ 返還時期：令和5年3月頃

3 起債充当率の変更に伴う財源更正（県支出金の増に伴う市債の減）等

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
児童相談所整備	366,733	△190,822	175,911	南部児童相談所移転新設工事の工期見直しに伴う減額及び児童相談所の改修工事等の入札残に伴う事業費の減額
国費返還（新児童相談所関連）	0	89,116	89,116	新児童相談所用地取得に係る費用
			0	
合 計	366,733	△101,706	265,027	

【事業スケジュール】

< 国費返還 >

- 令和4年度 2月・・・市会
- 2～3月・・・国費返還（道路局と調整）

< 南部児童相談所 >

- 建築工事 令和4年10月 ～ 令和6年5月（予定）

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和4年度 [こども青少年局]

事 業 名
6 款 3 項 7 目 横浜医療福祉センター港南擁壁改修事業

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	92,508					92,000	508
執行見込額	151,640					151,000	640
今回補正額	59,132	0	0	0	0	59,000	132

【事業概要】

横浜医療福祉センター港南及び白峰保育園に貸し付けている市有地外周の擁壁が老朽化しているため、修繕工事を行います。工事に必要な経費については土地所有者である横浜市が負担し、工事は横浜医療福祉センター港南の運営法人が実施します。

【補正概要】

市有地外周の擁壁の老朽化に伴う修繕工事の実施について、物価高騰等の影響に伴う工事費の不足分について補正します。

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
横浜医療福祉センター港南擁壁改修事業（障害児福祉保健課分）	92,508	59,132	151,640	
			0	
			0	
合 計	92,508	59,132	151,640	

【事業スケジュール】

4 年 度				5 年 度					
～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
工事準備				工 事					完了検査

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和4年度 [こども青少年局]

事 業 名
1 款 3 項 1 目 公債費元金（国への償還）

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	402,436			402,436			0
執行見込額	408,874			408,874			0
今回補正額	6,438	0	0	6,438	0	0	0

【事業概要】

前々年度の余剰金が国の定める基準額を超過した場合、超過額の一部を国に償還する必要があります。令和2年度の余剰金が基準額を超過したため、必要額を国へ償還します。

【補正概要】

国への償還金の増額に伴い、市債金会計繰出金を増額します。

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
①公債費元金（国への償還）	402,436	6,438	408,874	
			0	
			0	
合 計	402,436	6,438	408,874	

【事業スケジュール】

令和4年度中に執行

【近年の貸付金制度の主な変遷】

平成21年度 技能習得資金、修業資金、生活資金（技能習得期間中）の貸付期間を3年以内から5年以内に延長
 平成26年度 父子福祉資金を創設し父子家庭へ対象を拡大
 平成30年度 大学院に就学するために必要な経費を貸付対象に含める

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。